

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の二第五項、第四十八条第一項に規定する総務省令・外務省令で定める者及び第六十二条に規定する総務省令・外務省令で定める者を定める省令（案）について（概要）

**1. 概要**

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的法」という。）の一部改正に伴う命令の制定を行うものである。

**2. 改正内容**

番号利用法等の一部改正法により改正される公的法第3条の2第5項、第48条第1項及び第62条の規定により、電子証明書の発行の申請を受けることができる領事官等について定める必要があることから、必要な事項を定める。

**3. 施行期日**

令和6年5月27日

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号の規定の施行の日（公布の日（令和元年5月31日）から5年以内）、番号利用法等の一部改正法の附則第1条本文の施行の日（公布の日（令和5年6月9日）から1年3月以内）と同日を予定。